

○国土交通省告示第 号

特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第一条の二の三第一項の規定に基づき、特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示の一部を改正する告示

特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第七百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による届出をしたコンテナの荷送人等（以下「届出荷送人等」という。）は、届出に係る事項を変更したとき又は質量確定に係る業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、国土交通大臣が定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(登録の更新)</p> <p>第八条 確定事業者の登録は、三年ごと（次に掲げるいずれかの者にあつては、国土交通大臣が定める期間ごと）にその更新を受けなければならない。その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>一 関税法第五十条第一項、第六十一条の五第一項、第六十三条の二第一項若しくは第六十七条の三第一項第一号に規定する税関長の承認を受けた者又は同法第六十七条の十三第一項若しくは第七十九条第一項に規定する税関長の認定を受けた者</p> <p>二 国際標準化機構が定めた規格第九〇〇一号に適合している旨の認証を受けている者</p> <p>2 (略)</p> <p>3 登録確定事業者は、前項で準用する前条第三項第一号（登記事項証明書を除く。）第二号、第三号、第四号及び第六号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(変更登録)</p> <p>第九条 登録確定事業者は、登録に係る事項を変更したときは、国土交</p>	<p>(届出)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による届出をしたコンテナの荷送人等（以下「届出荷送人等」という。）は、届出に係る事項を変更したとき又は質量確定に係る業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(登録の更新)</p> <p>第八条 確定事業者の登録は、三年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更登録)</p> <p>第九条 登録確定事業者は、登録に係る事項を変更しようとするときは</p>

通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七条第二項から第四項まで、第六項の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第七条第二項中「登録」とあるのは「登録の変更」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、「国土交通大臣に」とあるのは「変更した日から起算して三十日を経過する日までの間に国土交通大臣に」と、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「変更に係る書類」と、同条第四項中「登録」とあるのは「登録の変更」と、同条第六項中「登録」とあるのは「登録の変更」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

(削る)

、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七条第一項から第六項までの規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第七条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、同項中「国土交通大臣に」とあるのは「変更しようとする日の二週間までに国土交通大臣に」と、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「変更に係る書類」と、同条第六項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3||

登録確定事業者は、第一項ただし書に係る変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。